

【前橋市再犯防止推進計画】

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

国の「第二次再犯防止推進計画」では、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、3つの基本的な方向性と7つの重点課題を示しており、群馬県の「第二次群馬県再犯防止推進計画」においても、県内の実情を踏まえた施策の計画的推進を進めています。

本市においても、実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、市民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

○国、県及び民間団体との連携

前橋保護観察所、前橋保護区保護司会、前橋更生保護女性会、前橋市社会福祉協議会等と連携し、犯罪をした人等の社会復帰と立ち直りの支援への取り組みを進めます。また、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」へ参加し、群馬県との連携を図ります。

○再犯防止に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みである「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

○就労・住居の確保

ハローワークの常設窓口設置によるナビゲーターとのワンストップ型の就労支援や就労体験等の段階的な就労準備支援、生活困窮者からの相談に応じ包括的な支援を行う自立相談支援事業を実施するとともに、居住先確保に向けた居住支援法人との連携に努めます。

○更生保護活動への支援

更生保護ボランティア団体の前橋保護区保護司会及び前橋更生保護女性会の活動に対する支援を行います。

○保健医療・福祉サービスの利用支援

前橋地方検察庁、前橋保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、福祉的支援を要する者への支援調整を図ります。